新型コロナウイルス感染対策「緊急事態宣言」に対する対応について(第二報)

弊社は、新型コロナウイルス感染対策「緊急事態宣言」に対する対応として、4月17日より可能な限り出社率を下げて業務を継続しております。

この度、さらなる感染リスクの低減を目的として下記の2日間につきましては、原則として在宅・テレワーク対応とさせていただきますので、お知らせいたします。

- 1) 対象期間
 - 4月30日(木)~ 5月1日(金)
- 2) 対象事業所

全拠点(相模原本社/東京支社/厚木支店/湘南支店/東北支店/大阪支店)

- 3) 弊社へのご連絡およびお問い合わせ お手数でございますが、弊社各担当者の携帯電話またはメールアドレスへご連絡くだ さいますようお願い申し上げます。
- 4) 弊社への郵便および宅配便について 各事業所で受け取りますが、弊社各担当者への到着が遅れる可能性がございます。 お急ぎの場合には、お手数でございますが弊社各担当者へご連絡ください。

お客様、お取引先様の皆さまには、ご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご容赦賜 りますようお願い申し上げます。

なお、感染拡大状況および政府方針により、対応内容は随時見直しを行ってまいります。

令和2年4月27日

株式会社河本総合防災